

# 10 | 券売機・公衆電話・その他

## 基本的考え方

公園内の各施設は、あらゆる身体特性の人々の利用を想定して、利用しやすい形態、高さ等に配慮する。

整備基準	その他	解説図
	<p>【券売機】 券売機を設ける場合においては、別表第2の1の表24の項に定める構造とすること。</p> <p>【公衆電話】 公衆電話を設ける場合においては、別表第2の1の表23の項に定める構造とすること。</p> <p>【その他】 1の項から10の項 までの規定は、災害等のための一時使用する施設には適用しない。</p>	<p>建築物 23 券売機 2-142 頁</p> <p>建築物 22 公衆電話台、 カウンター及び 記載台 2-138 頁</p>

1の項から10の項とは、「V 公園等」で規定するすべての基準である。

